

三河新川村のりき

口上り

一 新川村のりき
二 新川村のりき
三 新川村のりき
四 新川村のりき
五 新川村のりき
六 新川村のりき
七 新川村のりき
八 新川村のりき
九 新川村のりき
十 新川村のりき
十一 新川村のりき
十二 新川村のりき
十三 新川村のりき
十四 新川村のりき
十五 新川村のりき
十六 新川村のりき
十七 新川村のりき
十八 新川村のりき
十九 新川村のりき
二十 新川村のりき
二十一 新川村のりき
二十二 新川村のりき
二十三 新川村のりき
二十四 新川村のりき
二十五 新川村のりき
二十六 新川村のりき
二十七 新川村のりき
二十八 新川村のりき
二十九 新川村のりき
三十 新川村のりき
三十一 新川村のりき
三十二 新川村のりき
三十三 新川村のりき
三十四 新川村のりき
三十五 新川村のりき
三十六 新川村のりき
三十七 新川村のりき
三十八 新川村のりき
三十九 新川村のりき
四十 新川村のりき
四十一 新川村のりき
四十二 新川村のりき
四十三 新川村のりき
四十四 新川村のりき
四十五 新川村のりき
四十六 新川村のりき
四十七 新川村のりき
四十八 新川村のりき

持合ふ身何事か村方は何處か人生を三河新川に村を
親合座而近村地より下を下皮別往來多能不相
仕ふもは控え可ぬ下を不相往來多能不相
左を多能不相往來多能不相

不相往來

一 往來多能不相往來 一 皮別往來

二 飯ありきり 一 飯ありきり

らり

未上り九

三河新川村のりき

のりき

口上り
口上り
口上り

信来手形家

寺住来事

信来手形家川之村而姓信来家
右之者信来家之代信来家之代信来家之代
信来家之代信来家之代信来家之代信来家之代
信来家之代信来家之代信来家之代信来家之代
信来家之代信来家之代信来家之代信来家之代

信来手形家川之村而姓信来家

安政三年

信来手形家川之村

信来手形家

信来手形家

信来手形家

信来手形家

信来手形家

信来手形家

信来手形家

送り状之覚

三浦郡川島村石姓倉元娘

一丁目の
南条子蔵

不持之品

信子形通
皮飛
居より送り
あさき敷

右之者南月亦方南村と居より北島乳馬

難保仕甘役人より後奉旨取ても此之役方より
押揚り居る急之奉行難保取生来南村と居る
川島村乳倉蔵所近村港より送り北島乳馬
以上書通難保より南村と居る役方より送り上
り南村と居る役方より送り北島乳馬
以上送り可成り有之

妻より送り

信子形通

南条子蔵
西三丁

唐 右方人

高島郡中島村
三波郡川三村迄

乃之村

山役人

高島郡中島村
三波郡川三村迄

元

高島郡中島村

三波郡川三村迄

一里の
高島郡中島村

不詳

高島郡中島村
三波郡川三村迄

右之者山役人
高島郡中島村
三波郡川三村迄

三次郡川立村りの送り出シ控

口上之覚

一私義病身者ニ而願望御座候二付、肥後熊本清正公へ拝参
仕度存意ニ而、去ル廿六日御当村迄罷参り申候処、病氣差起り
一向步行難相成、此段御歎申候処、段々御養育被成下
候二付、少々快方ニハ御座候得共、急ニ步行難相成、勿論□用銀
持合不申二付、何卒御村方御作法を以、生所三次郡川立村ニ而
親金藏所迄村繼御送り届被下度、則往来手形所持
仕候二付、御披見可被成下、尚所持之品左之通りニ御座候間、
宣敷奉願上候、為其口上書差上申候

所持之品

一往来手形壺通

一皮籠壺つ

一飯こり壺つ

一かさ壺枚

へ

已上

三次郡川立村百姓金藏娘

りの

未十一月廿九日

当分庄屋

正三郎様

庄屋

忠左衛門様

往来手形写し

寺往来之事

一備後三次郡川立村百姓金藏娘りの老人

右之者共、宗旨者代々真宗拙寺旦那二相違無御座候者ニ
御座候、病氣ニ付心願御座候而、此度肥後熊本清正公へ
参詣仕度旨申出候故、往来一札相認メ遣候間、自然
病死等仕候ハ、其所之御作法を以御取計可被下候、能々
御為知不及申便義之砌可被仰下候様奉願上候、已上

備後三次郡川立村

圓円正寺 判

安政三年

辰十月廿六日

諸国所々

御関所

役人衆中

御寺院中

在町役人中

心願 神仏に心の中
で願をかけること

送り状之覚

三次郡川立村百姓金藏娘

——りの
当未三十式歳

所持之品

往来手形壺通
皮籠 壺つ
飯こり 壺つ
かさ 壺枚

右之者当月廿六日当村迄罷り参り候処、病氣ニ而

難儀仕候二付、役人共申談養育致させ追々快方ニ者
押移り候得共、急ニ歩行難相成趣、生所御当領三次郡
川立村親金藏所迄村継を以送り届呉候様、別紙
口上書写シ之通歎出候二付、当所御支配方へ御願申上
御差図之上当村を送り出候間、順々村々御心被添
御送り可被成^与存候、已上

沼田郡八木村

当分庄屋

未十一月廿九日

正三郎

庄屋

忠左衛門

高宮郡中島村方

三次郡川立村迄

順々村々

御役人中

沼田郡

当村方病人送り出申候段御注進書付 八木村

沼田郡

覚

八木村

三次郡川立村百姓金藏娘

——りの
当未三十式歳

所持之品物

往来手形壺通
皮籠 壺つ
飯こり 壺つ
かさ 壺枚

右之者肥後熊本清正公^江拝参仕度趣ニ而、当月

廿六日当村迄罷参り申候処、病氣差起り申候二付私共申談
養育致させ追々快方ニ押移り候様相見申候得共、急ニ歩行

難相成趣ニ御座候ニ付、生所三次郡川立村親金藏所迄村
継送り届呉度旨歎出申候ニ付、先例之趣を以安駄相調、
昨廿九日当村々順々村継送り出遣申候、依而此段書付を以
御注進奉申上候、以上

未十一月晦日

当分庄屋

正三郎

庄屋

忠左衛門

与頭

平左衛門

同

弥五郎

沼田郡

御役所